

二 既り同十(時半)集事致會セリ
右及申通報修也

第(回)印刷工聯合大會提出議案

- 一 印刷工聯合會協議事項を採決する場合合採決権使用方法を如何に定めらる(會を單位とす)
- 一 印刷工聯合會が加盟団体及他組合との連絡機關設置の件
- 一 國際労働會議の件
- 一 政治運動の件
- 一 他の全職組合を加盟勧誘の件
- 一 全国的及地方的労働組合聯合の件(作組會を含む)
- 一 最低賃金制定の件
- 一 八時間労働並に兼業防止の件
- 一 一週一休の件
- 一 幼年工待遇の件
- 一 工場設備の件(衛生非常時)
- 一 犠牲者に対する件
- 一 職業紹介の件
- 一 解雇手當三割する件
- 一 組合未加入者勧誘方法の件
- 一 労働運動に關する法案に対する件
- 一 九月一日を記念とするの件
- 一 メーデーの件
- 一 全国的ブラックリスト作製の件
- 一 宣言書起草の件
- 一 印刷工聯合會開催日の決定の件

我が聯合會は印刷工聯合會と称し全國の印刷産業に従事する労働者の団体を單位として組織する。

印刷労働者の団体にて我が印刷工聯合會の綱領を承認賛成したるものは加盟することか出来る、但し加盟し際しては既に我が聯合會に加盟してある団体の紹介を要し且つ他が加盟団体の承認を得なければならぬ。

加盟団体は印刷工聯合會の組織、綱領と接觸せざる限り其行動及組合管理に於て獨立自的である加盟団体にして我が聯合會の組織、綱領に及らざれば先づ警告を發しなほ聽かれざるに於ては除名する。加盟団体が其の地方に於て我が印刷工聯合會に屬する以外の労働団体と當該的聯合を組織したり又既存の全国的若くは地方的労働聯合に加盟せしむる時は我が印刷工聯合會の綱領規約に及せざる限りは於て自由である。加盟団体は毎月其の會員名目に対しての錢宛の會費を印刷工聯合會に支拂ふ。我が聯合會は此の會費を以て次の事業を行ふ。

一 毎月(回)機関紙を發行し且つ適當の時期に於て種々の出張をする。
一 綱領に基く(通)動及宣傳。
一 大會は毎年(回)開催する大會に於ける決議